

令和3年度第3回広島県教科用図書選定審議会 議事録

- 1 開催日時 令和3年8月4日(水) 14:30~16:30
- 2 開催場所 自治会館1階 101会議室
- 3 出席者 17名
- 4 欠席者 3名
- 5 内 容

事務局	<p>(本会議の進行及び資料について説明)</p> <p>この選定審議会の傍聴及び議事録の公開については、第1回選定審議会の際に、第3回は非公開とし、議事録のみ公開することを確認済みである。</p>
会 長	<p>それでは議事に入る。</p> <p>まず、令和4年度に県立中学校で使用する教科用図書、社会(歴史的分野)の選定状況について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局 (義務教育指導課担当者)	<p>まず、配付資料について説明する。</p> <p>資料1、令和4年度に県立中学校で使用する中学校用教科用図書、社会(歴史的分野)の選定については、県立の三つの中学校の教科用図書の選定に係る考え方を示したものである。県立中学校においては、生徒の実情を踏まえ自校の生徒にとってよりよい教科書を選定するという観点から、社会(歴史的分野)において新たに発行される自由社の教科書について、他の発行者と同様に調査研究を行い、検討を行ってきた。上段には、県立の三つの中学校の教育目標や、育てたい生徒像等を示している。中段に示しているのは、県教育委員会が作成した選定資料における観点1から観点5までの五つの共通する観点であり、それに加えて県立中学校では「観点6」として「学校の特徴を生かす工夫」を設け、学校の教育目標等に基づいて、各学校が独自に調査研究のための視点を設定している。この観点及び視点は、教科用図書の選定を公正かつ適正に行うため、3校とも昨年度と同様のものとなっている。調査にあたっては、三校合同調査委員会を設け、3校合同で調査研究を行った。また、教科書の選定については、3校とも校内に選定会議を設置し、調査研究の結果を踏まえ、総合的に判断している。</p> <p>資料2は、3校の選定結果の一覧である。社会(歴史的分野)は、3校とも同じ発行者の教科用図書となっており、昨年度採択したものと同一結果であった。</p> <p>資料3は、教科用図書の選定理由となっており、選定した教科用図書の特徴と選定に至った理由をまとめている。</p> <p>資料4は、調査項目設定の理由である。各調査項目は、学習指導要領や各校の教育目標等に基づいて設定しており、なぜそのような調査を行う必要があったのか、調査項目設定の理由をまとめている。</p> <p>資料5は、社会(歴史的分野)の評価表である。観点、視点ごとに学習指導要領に基づいた評価基準を設定し、調査研究した結果をABCの3段階で示している。基本的には昨年度と同じとなっているが、今年度は発行者が8者になったことから、視点②、⑥、⑧の評価基準については、7者の平均から8者の平均へと基準を変更している。このことに伴い、視点②の東書の評価が、昨年度のAから今年度はBに変更となっている。表の最後には、発行者別にA、B、Cの集計結果を記載しており、A評価が一番多かった発行者を選定している。今回調査研究をした自由社については、右から3列目に示している。なお、観点1~5は共通観点であり、視点と調査項目及び評価基準が同じであるため、3校が同じ結果となっている。</p>

<p>社会科担当者</p>	<p>本日は資料5を基に、各学校の選定状況について説明する。なお、説明に当たっては、共通観点である観点1から5の中から一つと、各校の独自の観点である観点6の中から視点を取り上げ、調査で明らかになった選定した教科用図書の特徴についてスクリーンを使いながら示す。</p> <p>社会 歴史的分野について説明する。</p> <p>社会 歴史的分野では、3校とも「東書」を選定している。</p> <p>三校共通である観点1～5については、視点⑩を御覧いただきたい。学習指導要領において、社会科では、「深い学び」の視点で、「合意形成」「議論」「説明」といった協働的な言語活動の重要性が示されており、表現力の育成が求められている。歴史的分野においては、学んだことを多面的・多角的に考察し、協働を促す言語活動を設定しやすい単元のまとめでの活動が大切になる。そこで、視点を「目的に応じて適切に表現する力を育てるための工夫」と設定し、単元末で設定している言語活動について調査した。「東書」では、全ての単元末で「みんなでチャレンジ」というコーナーを設け、「書く」活動と「話す」活動を示し、意見交換や思考ツールで協働的に作業する活動を設定している。最後に、それぞれの時代の特色について政治の面、文化の面など視点を変えて考察する活動を用意しており、活動の量も種類も充実している。「自由社」では、全ての単元末で「時代の特徴を考えるページ」というコーナーを設け、目的に応じて適切に書いて表現する活動を設定している。しかしながら、「話す」活動については、「意見交換会」という協働的な活動が六つの時代区分のうち三つにしか設定されていない。観点1～5のその他の調査項目においても、「東書」が全般的に優れているという結果になった。</p> <p>次に、観点6、学校の特色を生かす工夫について学校ごとに説明する。</p> <p>広島中学校は、まず視点⑪を御覧いただきたい。広島中学校では、生徒が1時間ごとに課題解決をする機会を設けることで、思考力、判断力を育成したいという理由から、1時間ごとの内容に対してどのような課題が設定されているかについて調査した。「東書」では、1時間の学習内容は見開き2ページで構成され、「チェック」という基礎的な知識を問う課題と「トライ」という学習内容を解釈し文章として再構成する複数の課題を提示している。それぞれの問いは関連しているものが多く、2段階で学びを深める構成となっている。一方、「自由社」では、1時間の学習内容は見開き2ページで構成され、「チャレンジ」という課題を1題提示している。</p> <p>次に広島中学校の視点⑬を御覧いただきたい。県内の学校では、一人1台端末の導入により、学習活動の一層の充実と「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を進めている。広島中学校では、生徒が高い目的意識をもって、自ら学ぼうとする姿勢・意欲を育てるためには、QRコードにより写真等の情報が豊富に示されており、生徒がデジタル機器を活用してこれらの情報にアクセスすることが有効であるという理由から、QRコードの記載について調査した。「東書」では、「この教科書の使い方と学び方」の中で「ICT（情報通信技術）を活用した学習」を示している。「Dマーク」があるページでは、インターネットを使った学習ができる。実際にインターネットにアクセスし、例えば、「だれだろう？歴史人物～古代編～」を開いてみると、小学校での既習事項を振り返る問題が表示される。一方「自由社」では、デジタル機器を活用するための記載がなかった。その他の項目の調査結果においても検討した結果、広島中学校においては「東書」が全般的に優れていると判断し、「東書」を選定している。</p> <p>広島叡智学園中学校は、視点⑭を御覧いただきたい。広島叡智学園中学校では、様々なまとめや発表の方法を考えさせることで、創造的な思考を促していきたいと考えている。そのため、考える際の支援となるような教科書の記載となっているかどうかについて調査した。「東書」では、具体的なまとめ方の留意点に加え、具体例が示されている。内容も、レポートと歴史新聞というように複数掲載されており、留意点については他ページでも様々な手法を紹介しており、充実した内容である。一方、「自由社」では、調査した内容についてま</p>
---------------	---

とめるための表現方法の具体例が示されていない。その他の調査項目においても検討した結果、広島叡智学園中学校においても「東書」が全般的に優れていると判断し、「東書」を選定している。

三次中学校は、視点⑬を御覧いただきたい。三次中学校では、伝統を重んじるとともに、人類の発展に貢献しようとする高い志をもたせるためには、我が国の歴史の大きな流れを振り返り、社会の一員としての自覚に立って未来の創造へ意欲を高めることが必要であると考えている。そこで、社会の一員としての自覚を高める問いや具体例について調査した。「東書」では、「歴史のまとめ」において、「歴史学習の最後に、これまでの学習をふり返って、持続可能な社会に向けた自分の考えをまとめましょう。」と学習活動を示すとともに、複数のテーマ例が掲載されており、社会の一員としての自覚に立って未来の創造への意欲を高めることに有効である。一方、「自由社」では、「歴史を学んで」において、「日本の歴史の特色は何か」と掲載し六つの課題を示しているが、具体的なテーマ例は示されていなかった。その他の調査項目においても検討した結果、三次中学校においても「東書」が全般的に優れていると判断し、「東書」を選定している。

会 長

続いて、資料6 令和4年度に県立特別支援学校の中学部で使用する教科用図書の選定状況について、事務局から説明をお願いします。

特別支援教育課担当者

資料6を用いて、令和4年度に県立特別支援学校の中学部で使用する教科用図書の選定状況について説明する。今年度は、特別支援学校中学部で使用する中学校用教科用図書〔社会（歴史的分野）〕及び学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書、いわゆる絵本等の「一般図書」を採択する。

まず、資料6の1ページを用いて、教科書採択のスケジュールを説明する。県立義務教育諸学校の欄を御覧いただきたい。県立特別支援学校では、採択基本方針に基づき、5月以降、各校に教科書選定会議を設置するとともに、選定資料に基づき調査研究を行った。各校は選定した教科用図書について、採択申請書及び選定理由書を、7月2日までに県教育委員会に提出したところである。県教育委員会の欄を御覧いただきたい。各校から提出のあった採択申請書及び選定理由書の点検を行うとともに、本日、第3回選定審議会でお諮りし、その後教育委員会会議で指揮を受けた後、8月31日までに採択手続を行う。

2ページには、「令和3年度県立特別支援学校における教科書選定会議の状況」について示している。各校では調査研究の観点に基づき、選定資料、教科書見本等を参考に調査研究を行うとともに、全ての学校で教科書選定会議を設置している。構成員は、教科用図書の採択に直接の利害関係を有するものでないこと、特定の教科書発行者と関係を有するものでないことを、校長が確認済みである。この会議の開催回数は7月2日現在で、各校を平均すると2.3回となっている。

3ページを用いて、特別支援学校中学部で使用する「中学校用教科用図書〔社会（歴史的分野）〕」の選定状況について説明する。教科書選定に当たり、各校ではこの調査研究の観点に基づき、選定資料や教科書見本等を参考に調査研究を行った。

4ページには、「令和4年度に県立特別支援学校の中学部で使用する教科用図書の選定状況について」を示している。表は、横に障害種別の校名、縦に検定済教科書、著作教科書、絵本等の一般図書等、使用する教科書の種類を示している。視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱の特別支援学校は、中学校の教育課程に準ずる教育を行っており、基本的には検定済教科書を使用する。今年度は、新たに発行されることとなった教科書のある中学校社会（歴史的分野）について、昨年度、採択替えを行った際と同じ観点で調査研究を行い、令和4年度に使用する教科書を選定している。

障害種別ごとに詳細を説明する。5ページに、視覚障害特別支援学校である広島中央特別支援学校について示している。視覚障害特別支援学校では点字教科書を使用する生徒や拡大教科書を使用する生徒及び通常の教科書を工夫して使用する生徒が在籍するため、点

字教科書が発行される教科については原則、点字教科書の原典となる発行者を選定する。原典となる発行者は、文部科学省が、写真や図が多すぎず構成がシンプルであること等、点訳のしやすさや、弱視生徒が使用することを考慮して決定している。令和2年7月9日に、地歴公民は「教育出版」に決定した旨の事務連絡があり、広島中央特別支援学校ではすでに教育出版の教科書を選定しているため、来年度も同じものを選定している。

次は、聴覚障害特別支援学校である広島南、尾道、呉南特別支援学校についてである。3校は合同で調査研究を行い、聴覚障害に適した教科書を選定している。広島南特別支援学校を例に説明する。「東書」を選定しており、昨年度選定したものと同じである。選定理由には「各単元の導入では、学習する時代の様子を描いた絵や写真などが効果的に使用され、単元の探求課題が明確に示されているため、生徒が学習に見通しをもって取り組むことができること」、「図や表など視覚的な情報が多く取り入れられており、簡潔に説明しているため、理解しやすく、図や表を活用して思考することができること」、「生徒にとって身近に感じられる地域素材が多く取り上げられていることから、興味・関心をもって学習をすることができること」を挙げている。図や表で、要点がわかりやすく示されているため、聴覚障害のある生徒が視覚的な情報を活用し、思考を深めながら学習を進めることができると考えている。

次に、肢体不自由特別支援学校である広島、福山、西条特別支援学校についてである。これら3校も、肢体不自由の観点から合同で調査研究を行い、共通の教科書を選定している。広島特別支援学校を例に説明する。「東書」を選定しており、昨年度選定したものと同じである。選定理由には「単元の導入において、見開き2ページにわたり、絵図と人物や歴史的事象のイラストを用いた年表を掲載し、資料の読み取りやグループ学習について示しており、またキャラクターの問いにより、章及び各節の学習課題を導くように構成されていること」、「肢体不自由のある生徒にとって、重要語句の説明が写真やイラストを用いてなされていることで、生徒の具体的な活動や体験を主体的・自発的に行えるよう、学習への手がかりを提示していること」を挙げている。単元の導入ページにおいて、写真やイラスト等を使った説明があるため、生活経験の少なくなりがちな肢体不自由の生徒が学習内容に見通しをもち、学習課題を導く大きな手がかりになると考えている。

次に、病弱特別支援学校である広島西特別支援学校についてである。「東書」を選定しており、昨年度選定したものと同じである。選定理由には「導入において、小学校での学習の振り返りから単元の課題をつかむ構成になっているため、治療やそれに伴う転校によって出席日数が少なく、学習空白が大きい生徒にとって、未習得の内容を学習できること」、「教科書下部に本文の歴史の流れが表記されており、ページを遡ることなく時代を確認できるため、上肢の動きに難しさがある生徒にとって扱いやすいこと」を挙げている。教科書の各章の導入ページに、小学校での学習についての記載があり、入院や治療のため学習空白が開いてしまいがちな病弱の生徒が、スモールステップでこれまでの学びを振り返りながら学習活動を進めていくことができる。各ページの下部には、年表スケールが示されているため、上肢の動きに困難さがある生徒が、該当ページと年表ページを行き来する必要がなく、学習しやすいと考えている。

以上が、障害種別ごとの、選定状況及び選定理由である。

会 長

ここまでの説明について、実際に教科書の見本を見ながら、各学校の教育目標等を踏まえ最も適した教科書が選定されているかについて意見交流をしていただく時間を取る。その後、各グループで出た御意見等をまとめてグループごとに御紹介いただく。

(委員による教科書閲覧、意見交流)

会 長

グループで出た意見、質問を順番に御紹介いただきたい。

委 員

他の発行者では例えば4ページにまとめているようなものも、東書の教科書では、見開きに構成して、コンパクトに分かりやすい表記になっている。生徒が自主的に学べる工夫

	<p>や、思考力を高める工夫がある。自分で考えるためのヒントや資料が豊富だ。</p>
委員	<p>QRコード等、現代らしい内容が盛り込まれている。ICT機器を活用し、新たな情報を得ることができるような工夫がされていることを感じた。</p>
委員	<p>特別支援学校の教科書として、各者ともユニバーサルデザインの工夫がされている。特別支援学校の中学部での採択の視点について、それぞれの障害の状況によって視点が変わってくるということを意見交流した。</p>
委員	<p>歴史的分野の点字の教科書は1者しかないのか。発行者はどのように決まるのか。</p>
特別支援教育課担当者	<p>1者のみである。文部科学省が、点訳のしやすさや弱視生徒が使用することを考慮して、原典となる発行者を決定している。</p>
委員	<p>QRコードについては、現在、学校においてICT機器が活用されており、GIGAスクールの一人1台端末の状況にマッチしており、非常に学習が進むのではないかと思う。</p>
委員	<p>学習指導要領で示されている「主体的な学び」を、教師も生徒も目指していくという視点で、分かりやすく示されている。</p>
委員	<p>特別支援学校について、よく調査されている。障害種別に応じた教科用図書が選定されていることに感心した。</p>
委員	<p>県立の3中学校の評価表の観点6で、東書と自由社の評価がAとCと大きく分かれているものについて確認した。確かに、広島中学校のQRコードの有無については明確である。念のために、「ない」ということを確実に確認しておいてほしい。</p> <p>同様に、叡智学園中学校の視点⑩については、見る限り確かにそうになっている。東書についてはレポートと新聞というように例が複数示されている一方で、自由社は示されていない。Bが付いている他の発行者は、複数ではないけれど一つは具体例が確実に示されているということであるから、再度確認をしておいていただきたいと思う。</p> <p>三次中学校の視点⑬は、東書がA、自由社がBとなっている。AとBの評価の差異というのが、問いとテーマ例の両方があるか、問いかテーマ例のいずれかであるかという非常に微妙な差となっている。自由社はB、つまりテーマ例か問いのいずれかが欠けているということなので、再度きちんと確認をしておくとうよいと思う。</p>
委員	<p>県立中学校の社会の歴史的分野の評価表のうち、視点③はBとCの評価が多いことから、評価基準が厳しいのではないかと感じた。視点⑨のユニバーサルデザインについては、色や文字で示しているかについて評価をしているということであるが、実際に判断していく上では非常に難しさがあるなという話が出た。</p>
委員	<p>広島中学校の視点⑬のQRコードについて、時代に即しているのでよいという意見があった一方で、ここは「高い目的意識をもって自ら学ぼうとする姿勢・意欲を育てるための工夫」というところであり、QRコードで写真等を見て意欲を高めるというストーリーになっているので、果たしてQRコードに資料があるもしくはないというところで判断してよいのかということが話題として挙がった。</p>
委員	<p>今後、本資料は開示の対象になると思うが、このことが発行者の質の向上にもつながればよいと思う。</p>

会 長	資料5の評価については、確かにそうなのかということ再度きっちり確認しておく必要があるのではないかという御意見をいただいた。これに対して、事務局としては如何か。
事務局	今いただいた御意見を踏まえて、再度確実に確認をしていきたい。
会 長	それでは、資料7 令和4年度に知的障害のある児童又は生徒の教育課程を編成している特別支援学校の小学部及び中学部で使用する文部科学省著作特別支援学校知的障害者用教科用図書及び一般図書の選定状況について、事務局から説明をお願いします。
特別支援教育課担当者	<p>資料7を用いて、令和4年度に知的障害のある児童又は生徒の教育課程を編成している特別支援学校の小学部及び中学部が使用する文部科学省著作特別支援学校知的障害者用教科用図書及び一般図書の選定状況について説明する。</p> <p>まず、資料7の1ページを用い、学校教育法附則第9条第1項の規定による教科用図書、いわゆる一般図書の使用について説明する。中ほどの表は、知的障害特別支援学校の小学部、中学部の各教科を示している。この表に示す各教科は、特別支援学校学習指導要領に示されている知的障害特別支援学校における各教科を指しており、小・中学校の学習指導要領の各教科とは指導目標及び指導内容が異なる。小・中学部では、国語、算数、数学、音楽については知的障害者用の著作教科書がある。その下の段の教科については、著作教科書が発行されていない。そのため市販の絵本等の一般図書を教科用図書として使用することができる。また、障害の状態が重い児童生徒で、上段の著作教科書を使用することが適当でない場合にも、一般図書を使用することができる。</p> <p>2ページは、一般図書の調査研究について、教科書選定の観点及び調査研究の視点を示したものである。絵本等の一般図書は、各教科の目標を達成するための主たる教材として作成されたものではない。また、県立特別支援学校は、知的障害特別支援学校の他に、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱の特別支援学校があるが、そこには、知的障害を併せ有する児童生徒も在籍している。そのため、ここに示す教科書選定の観点・視点で、一般図書の調査研究を行い、児童生徒の障害の種類、程度、能力・特性及び発達段階に最もふさわしい内容の教科用図書を選定する必要がある。</p> <p>続いて各校の選定状況について説明する。3ページは、「令和4年度に知的障害のある児童又は生徒の教育課程を編成している特別支援学校の小学部及び中学部で使用する文部科学省著作特別支援学校知的障害者用教科用図書及び一般図書の選定状況」を示している。左側に特別支援学校を障害種別ごとに掲載している。文部科学省著作特別支援学校知的障害者用教科用図書は、表の○印で示しているとおり、障害の状態が重い児童生徒が在籍している西条特別支援学校八本松分級を除き、すべての特別支援学校の小学部、中学部において選定している。一般図書の選定状況については、小学部では278点、中学部では、206点の一般図書を選定している。4ページ以降に、各校が選定した一般図書について表にまとめている。</p> <p>資料7 17 ページからの、各特別支援学校から提出のあった教科用図書選定理由書抜粋を用いて、小学部の生活科を例に具体的に説明する。絵本等の一般図書は各教科の指導を目的としてつくられているわけではないため、一般図書を選定する際には、表の真ん中の列、学習指導要領段階等の欄に、当該図書が学習指導要領の内容のどこに該当する図書なのかが分かるように、内容項目の番号を示すようにしている。</p> <p>知的障害特別支援学校の例として、福山北特別支援学校小学部単一障害 第3学年の選定理由書抜粋を示している。生活科の図書として、学研の「はっけんずかん のりもの改訂版」という一般図書を選定している。対応する学習指導要領の段階等は、小学部生活科2段階、内容は「ケ きまり」「コ 社会の仕組みと公共施設」「シ ものの仕組みと働き」となる。選定理由として、「日常生活で児童が目にする電車やバスなどの公共の乗り</p>

	<p>物や、社会のいろいろな場所で働く乗り物について、多彩な写真、イラストでの紹介によって知ることができる。身近な社会のしくみや公共施設、簡単なきまりやマナーを身に付ける学習に適している」としている。</p> <p>18 ページは、視覚障害特別支援学校である広島中央特別支援学校となっており、視覚障害と知的障害を併せ有する児童が在籍する小学部重複障害の教育課程、第2学年の選定理由書抜粋を示している。生活科の教科書として、偕成社の「エリック・カールの絵本 はらぺこあおむし」を選定している。対応する学習指導要領の段階等は、小学部生活科1段階、内容は「サ 生命・自然」となる。選定理由として、「リズムカルな表現で、児童の興味を引き付け、卵から青虫、さなぎを経て美しい蝶が誕生するまでの身近な自然の事象を楽しんで学習することができる。数や曜日、食べ物などを穴のあいたページに触れて手で確かめながら読み進むことができる」としており、視覚障害と知的障害を併せ有する児童が、触覚なども活用しながら楽しんで学習できると考えている。</p> <p>19 ページは、聴覚障害特別支援学校である広島南特別支援学校となっており、聴覚障害と知的障害を併せ有する児童が在籍する小学部重複障害、第2学年の選定理由書抜粋を示している。童心社の「ピーマン村の絵本たち さつまのおいも」を選定している。対応する学習指導要領段階等は、小学部生活科1段階、内容は「ア 基本的な生活習慣」「ウ 日課・予定」「エ 遊び」「ケ きまり」「サ 生命・自然」となる。選定理由として、「土の中のサツマイモが擬人化して扱われている。家庭生活に例え、前半はその成長の様子が、後半では芋ほり、焼き芋大会、おならが出る様子までがリズムカルに描かれている。聴覚障害と知的障害を併せ有する児童にとって、視覚的に分かりやすく、文章も会話体で簡潔である。生活習慣やきまり、予定、自然や生き物への興味・関心をもつことができる教材である」としている。</p> <p>20 ページは、肢体不自由特別支援学校である西条特別支援学校となっており、小学部第4学年の選定理由書抜粋を示している。合同出版の「絵でわかるこどものせいかつずかん1 みのまわりのきほん」を選定している。対応する学習指導要領段階等は、小学部の生活科2段階、内容は、「ア 基本的な生活習慣」「エ 遊び」「キ 手伝い・仕事」「ケ きまり」となる。選定理由として、「基本的な生活習慣や『ふとん・べっどのかたづけ』等の家の手伝い、『おえかき』『ほんをよむ』等の学習や、『てれびをみる』等の余暇の過ごし方について、方法や手順、ルール、注意点等をイラストと文章で説明している。本体の紙はやや厚く、肢体不自由の児童が扱いやすい」としている。</p> <p>21 ページは、病弱特別支援学校である広島西特別支援学校となっており、小学部第5学年の選定理由書抜粋を示している。戸田デザイン研究室の「にっぽんちず絵本」を選定している。対応する学習指導要領段階等は、小学部生活科3段階、内容は「コ 社会の仕組みと公共施設」「サ 生命・自然」となる。選定理由として、「日本各地の地名と名所や特産物、山や川等についての情報が、カラフルなイラストや端的な文等で表現されており、児童が身近な社会や自然について興味・関心をもつことができる。図版や文字等が大きく、軽量であるため、病棟内で学習する児童にも提示しやすい」としている。</p> <p>以上が、一般図書の選定状況及び選定理由である。現在、各校の採択申請書及び選定理由書の点検を行っている。</p>
会 長	それではただ今の説明について、グループで意見交換を行っていただきたい。
会 長	(委員による教科書閲覧、意見交流)
委 員	グループで出た意見、質問を順番に御紹介いただきたい。
委 員	子供たちを取り巻く環境も大きく変わってきているので、児童生徒にとって、より現代に即した学び、必要な情報がバランスよく含まれているような教科用図書の選定になるように、来年度以降、観点を再度検討していただければよいと思う。

委員	地図も選ばれているが、地図の示し方等、学校で実際にどのような指導をしているかということについて、学校が説明できるようにしておくべきだと思った。
委員	発達年齢が低いのでイラストがあるとよいのかもしれないが、学ぶ内容によっては写真の方が適していることもあると思うので、そういった視点も今後に活かしてほしいと思う。
委員	今回選定された一般図書等の実物を見ながら、知的障害または知的障害を併せ有する児童生徒の興味関心をひくようなものという視点を踏まえて選ばれているということを感じた。子供たちの実態に合わせて、イラストであったりカード式であったりめくりやすさであったり聴覚と触覚を活用する物であったりというところを練って考えられているという感想が挙がった。
委員	資料 17 18 ページの広島中央特別支援学校（小学部第 2 学年）の児童数は 1 となっている。選定理由を見ると色が分かる児童なのかと思うが、一方で「全盲の児童も楽しみながら」という記述もある。どういうことか。
特別支援教育課担当者	これは、この児童だけではなく転入があった場合等、全盲の児童も一緒に授業する場合も含めて、この学校の児童生徒の実態に合わせて選んだということである。
委員	子供たちそれぞれの実態に応じて、丁寧に調査研究をしたうえで選定している。めくりやすさといった視点はこれまで私たちの方になかったものなので、こちらとしても大変参考になった。
会長	委員の皆様の御協力により、いろんな視点で意見交換等がされたと思う。 その他、意見や質問等はないか。
委員	(なし。)
会長	それでは、事務局から説明があった、各校の選定状況について適切に処理されていると御了解いただいたものとする。 以上で議事を終了する。これより進行を事務局にお返す。